

白馬村使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月16日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村条例第34号

白馬村使用料条例の一部を改正する条例

白馬村使用料条例（昭和56年白馬村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「別表第1」を「別表第1の1」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 村は、法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者から別表第1の2に定める使用料を徴収する。

別表第1を別表第1の1とする。

別表第2の前に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条関係）

（単位 円）

区分	使用料（年額）
土地	$(\text{当該土地の価格} \times (\text{使用許可面積} / \text{当該土地の面積})) \times 100\text{分の}6$
建物	$(\text{当該建物の価格} \times (\text{使用許可面積} / \text{当該建物の延面積})) \times 100\text{分の}6$ ＋ $(\text{当該土地の価格} \times (\text{当該建物の建て面積} / \text{当該土地の面積})) \times$ $(\text{当該建物の使用許可面積} / \text{当該建物の延面積}) \times 100\text{分の}6$
その他	使用の態様を勘案して、その都度村長が定める額

（備考）

- 1 使用の期間が1年に満たない場合は、日割りをもって計算する。
- 2 算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨

てるものとし、1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

3 この表において、土地の価格とは、近傍類似の土地の固定資産課税台帳登録価格をいう。

4 この表において、家屋の価格とは、固定資産台帳帳簿価格をいう。

5 電柱、支線、広告、地下施設等上記の方法により難いものについては、白馬村道路占用料徴収条例（昭和60年白馬村条例第13号）別表に定める額又は受益の程度等を考慮して村長が定める額とする。

6 電気、上下水道、ガス、冷暖房等の施設を使用するときは、その使用料を測定し、又は推計して、実費相当額として村長が定める金額を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用許可を受けている行政財産に係る使用料については、当該使用期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

白馬村使用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前						
(趣旨) 第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条の規定により行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収する使用料について必要な事項を定めるものとする。 (行政財産の使用料) 第2条 村は、<u>別表第1の1</u>に掲げる行政財産を使用する者から同表に定める使用料を徴収する。 <u>2 村は、法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者から別表第1の2に定める使用料を徴収する。</u> <u>別表第1の1</u>（第2条関係） (略) <u>別表第1の2</u>（第2条関係） <u>(単位 円)</u> <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>使用料（年額）</th></tr> <tr> <td>土地</td><td>（当該土地の価格×（使用許可面積／当該土地の面積）） ×100分の6</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>（当該建物の価格×（使用許可面積／当該建物の延面積））×100分の6＋（当該土地の価格×（当該建物の建て面積／当該土地の面積））×（当該建物の使用許可面積／</td></tr> </table>	区分	使用料（年額）	土地	（当該土地の価格×（使用許可面積／当該土地の面積）） ×100分の6	建物	（当該建物の価格×（使用許可面積／当該建物の延面積））×100分の6＋（当該土地の価格×（当該建物の建て面積／当該土地の面積））×（当該建物の使用許可面積／	(趣旨) 第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか地方自治法（昭和22年法律第67号_____）第225条の規定により行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収する使用料について必要な事項を定めるものとする。 (行政財産の使用料) 第2条 村は、<u>別表第1</u> _____に掲げる行政財産を使用する者から同表に定める使用料を徴収する。 <u>2 別表第1に掲げる行政財産以外の行政財産を使用する場合の使用料の額は、同表に掲げる行政財産のうち当該行政財産に類似したものの使用料の額に準じてその都度村長が定める。</u> <u>別表第1</u>（第2条関係） (略)
区分	使用料（年額）						
土地	（当該土地の価格×（使用許可面積／当該土地の面積）） ×100分の6						
建物	（当該建物の価格×（使用許可面積／当該建物の延面積））×100分の6＋（当該土地の価格×（当該建物の建て面積／当該土地の面積））×（当該建物の使用許可面積／						

	当該建物の延面積) × 100分の6
その他	使用の態様を勘案して、その都度村長が定める額
(備考)	
1 使用の期間が1年に満たない場合は、日割りをもって計算する。	
2 算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。	
3 この表において、土地の価格とは、近傍類似の土地の固定資産課税台帳登録価格をいう。	
4 この表において、家屋の価格とは、固定資産台帳帳簿価格をいう。	
5 電柱、支線、広告、地下施設等上記の方法により難しいものについては、白馬村道路占用料徴収条例（昭和60年白馬村条例第13号）別表に定める額又は受益の程度等を考慮して村長が定める額とする。	
6 電気、上下水道、ガス、冷暖房等の施設を使用するときは、その使用料を測定し、又は推計して、実費相当額として村長が定める金額を徴収する。	